

# 令和6年4月1日 から 障害のある人に対する 合理的配慮の提供 が 義務化 されます!



©群馬県 ぐんまちゃん

令和3年5月一部改正

## 障害者差別解消法

※正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

令和5年12月一部改正

## 障害者差別解消条例

※正式名称「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

改正法・改正条例は、**令和6年4月1日**に施行されます。

法律・条例	行政機関等	民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	<b>努力義務→義務</b>

民間事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人を問いません。  
一般的な会社だけでなく、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人も対象になります。

障害者差別解消法・条例は、障害のある人もない人も、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目的とし、「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮の提供」を定めています。

## 事業者による「合理的配慮の提供」が義務になります


合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思の表明があったときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことをいいます。

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に解決策を検討しましょう（**建設的対話**）。



### 合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。</li><li>○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。</li><li>○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある方に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。</li></ul>
情報の取得、利用及び意思疎通への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。</li><li>○筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をする。</li><li>○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。</li></ul>
ルール・慣行の柔軟な変更	<ul style="list-style-type: none"><li>○順番を待つことが苦手な障害のある方に対し、周囲の方の理解を得た上で、順番を入れ替える。</li><li>○車両乗降場所を施設の出入口に近い場所へ変更する。</li><li>○店舗敷地内の駐車場において、障害のある方の来場が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。</li></ul>

障害者差別解消に関する事例データベース（内閣府）も参考にしてください 




### 相談窓口

県では、障害者差別解消に関する相談窓口を設置しています。

障害のある方、事業者どちらからも受け付けます。

■群馬県障害者差別相談窓口（平日 午前9時から午後4時30分）※休日及び年末年始を除く

電話：027-251-1166 FAX：027-255-6275 E-mail：gunmakenshinren5@xp.wind.jp

障害者差別解消法について（県HP）※市町村窓口の連絡先も記載があります 



**問い合わせ先 群馬県 健康福祉部 福祉局 障害政策課 社会参加推進係**  
住所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1  
TEL:027-226-2634 FAX:027-224-4776 Email:shougai@pref.gunma.lg.jp